

# 条例改正案の概要図

号	規制対象行為	改正部分
1	略	改正なし
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9	承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為	第10号を新設するに辺り「次号」等の表現を修正
10	承諾なく、その所持する紛失防止タグ等に係る位置情報を取得する行為	新設
11	承諾なく、その所持するGPS機器等を取り付ける等行為	第10号から項ずれ、紛失防止タグ等による行為を追加

新たに加わる規制対象行為の内容

紛失防止タグ等により相手方の位置情報を取得する行為及び同機器を取り付ける等の行為

**【具体例】**

- ・ 被害者が使用・乗車する自動車の底部に紛失防止タグ等を取り付ける行為及び位置情報を取得する行為
- ・ 紛失防止タグ等を取り付けたプレゼントを被害者に交付する行為及び位置情報を取得する行為
- ・ 被害者の鞆に紛失防止タグ等を差し入れる行為及び位置情報を取得する行為

